

行動計画3年目（2023年4月から2024年3月末）の実施状況報告

2024年5月

ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議

「ビジネスと人権」に関する行動計画（以下、「行動計画」という。）の第4章では、行動計画の実施状況を、毎年、関係府省庁連絡会議¹において確認することとしている。行動計画3年目（2023年4月から2024年3月末まで）²の政府の主な取組は、以下のとおり。

1 行動計画推進のための枠組みにおける議論

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（以下、「関係府省庁会議」という。）並びに同会議決定の下、外務省が開催することとされる「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」（以下、「円卓会議」という。）及び「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」（以下、「作業部会」という。）において、以下の議論を行った。

- （1）2023年4月、第7回関係府省庁会議を開催し、公共調達における人権配慮に関する政府の方針について決定した。また、各府省庁から、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）の普及・周知活動について報告した。
- （2）4月、第5回円卓会議において、「ビジネスと人権」に関する行動計画に係る「2年目レビュー政府報告」について、各府省庁の取組が報告された。また、外務省から、5つの優先分野における指標（参考）、行動計画3年目意見交換の進め方（案）について説明し、意見交換を行った。加えて、同省から、「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」の開催要綱の改正案について説明した。
- （3）5月、第8回関係府省庁連絡会議を開催し、「ビジネスと人権」に関する行動計画に係る「2年目レビュー政府報告」を承認した。また、外務省から、G7サミットにおける「ビジネスと人権」について報告した。

¹ 2021年3月、関係府省庁申合せにより「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁連絡会議」が設置された。当該会議は同年12月、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」に改組された。

² 行動計画1年目は、2020年10月から2022年3月末としている。

- (4) 7月、第9回関係府省庁連絡会議を持ち回りで開催し、「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」及び「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」の開催要綱の改正案が承認された。
- (5) 7月、第4回作業部会において、外務省から、行動計画3年目意見交換の進め方について、説明し、意見交換を行った。会議では、政府側から、ステークホルダー側に対して関連する国際的な動向及び日本企業の取組状況について意見をとりまとめるよう諮問した。
- (6) 上記(5)を受け、作業部会の下にサブ作業部会が立ち上げられ、作業部会のステークホルダー側構成員によって議論が進められた結果、2024年3月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画の3年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書」がとりまとめられた。
- (7) 同月、第6回円卓会議において、上記(6)の報告書案が議論され、承認された。

2 政府による取組

行動計画では、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む85項目の施策が記載されている¹。これらの項目について行動計画3年目に各府省庁で実施した取組は別添のとおりであるが、そのうち特に進展した取組を列挙すると次のとおりである。

(1) 人権を保護する国家の義務に関する取組

関係府省庁において、経済主体の一つである政府自身としても率先垂範して人権尊重の取組を進めていく観点から、公共調達における人権尊重の取組を進め、企業における人権尊重の取組を推進するための仕組みづくりとして、公共調達における人権配慮に関する政府の方針を決定した。これにより、関係全府省庁において、公共調達の入札説明書や契約書等において、「ガイドラインを踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。」旨の記載が盛り込まれた。

2023年4月に発表されたG7貿易大臣声明及び同年5月のG7広島首脳コミュニケでは、企業活動及びグローバル・サプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の尊重の確保と並んでビジネスのための強靱性、予見可能性及び確実性の更なる向上に向けて協力していくことが盛り込まれた。

同年10月のG7貿易大臣声明では、経済産業省とILOが共催で開催した、G7メンバー及び主に東南アジアを中心とするアジア諸国との対話に対して、G7を超え

¹ 策定後、新たに実施している3項目が加えられ、現在では、88項目が掲載されている。

たビジネスと人権に関するアウトリーチと関与の強化の観点から歓迎の意が表された。また、「ビジネスと人権」に関する行動計画第4章5に規定されている関係府省庁連絡会議における意見交換の実施に向け、ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会のステークホルダー側構成員によって「『ビジネスと人権』に関する行動計画の3年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書」が取りまとめられ、行動計画に関する7つのテーマについて23の提案が提示された。同報告書は、同円卓会議で承認された。同報告書において盛り込まれた、関連する国際的な動向、日本企業の取組状況を踏まえた政府への具体的提言については、今後実施される関係府省庁連絡会議で議論され、行動計画第4章6の規定に従って行われる行動計画の改定に向けた議論において参考としていく。

（２） 人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組

行動計画3年目は、2年目に引き続き、国内外のサプライチェーンにおける人権尊重の取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスを促進するための取組が進展した。特に、2022年9月に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を受け、各府省庁は、企業に対するガイドラインの普及・啓発活動に取り組んだ。そうした取組には、中小企業を含む産業界向けの国内外でのセミナーの企画、関連団体が主催するイベントでの政府職員による講演、二国間協議や国際会議等での発信、関連イベントやメーリングリスト等を通じた業界団体・関係団体等への周知、関係各府省庁のウェブサイト、パンフレット等の媒体を通じた情報提供などが含まれる。各府省庁による取組のうち、主なものは以下のとおり。

外務省では、名古屋、横浜及び大阪において、中小企業を対象にしたセミナー及びワークショップを開催した。また、ベトナム、カンボジア及びバングラデシュに進出している又はサプライチェーンをもつ企業を対象にしたオンラインセミナーを開催した。これらのセミナーでは、いずれも、先進的な取組を進めている日本企業の好事例の紹介や参加者が抱える課題の共有を行った。また、国連開発計画（UNDP）への拠出を通じて、14か国においてサプライチェーン上の人権課題の調査や企業への人権デュー・ディリジェンス研修を実施するとともに、9か国の政府に対して行動計画策定・実施を支援した。さらに、ベトナム政府、インドネシア政府、ASEAN政府間人権委員会、在京米国大使館、その他民間企業・団体の協力を得て、日本企業による人権デュー・ディリジェンスの取組の進展とグローバル・サプライチェーンへのインパクトについて考えるイベントを東京で開催した。

経済産業省では、日本企業によるガイドラインに沿った取組を進めるべく、2023年4月、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表し、企業の人権尊重の取組に関する詳細な解説や事例について情報提供を行っている。また、ガイドラインや実務参照資料の活用に向けた取組支援セミナーを実施するとともに、日本貿易振興機構（ジェトロ）が作成した「ビジネスと人権」早わかりガイド、企業の人権尊重の取組等に関するジェトロの相談窓口などを通じて、産業界の意識向上・取組の促進を図っているほか、中小企業向けのセミナーの実施や、国際労働機関（ILO）への拠出を通じて、全国社会保険労務士会連合会による中小企業の人権尊重の取組をサポートする専門人材の育成など、中小企業に対する支援も実施した。加えて、ILOを通じて、アジア諸国における日本企業の取引先企業等に対する人権デュー・ディリジェンスの実施支援や、日本企業の人権尊重に係る好事例集作成（ジェトロも共同執筆）、さらに2023年9月、ILOと共催でアジア諸国におけるビジネスと人権に関する議論を深めるための対話イベントをインドネシア・ジャカルタで開催する等、アジア諸国においても取組を進めている。。

厚生労働省においても、グローバル・サプライチェーン上の人権尊重に係る課題にも対応するため、ILOへの任意拠出を通じ、アジア・太平洋地域を中心として、グローバル・サプライチェーン上のディーセント・ワークの促進、労働安全衛生の向上、児童労働の撲滅などに係る技術協力を実施している。

農林水産省では、食品企業がガイドラインで示された内容について実際に取り組めるよう、2023年12月、「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を公表した。食品企業における人権尊重の取組をより推進するため、セミナーも開催している。

（３） 救済へのアクセスに関する取組

改正公益通報者保護法が2022年6月に施行され、事業者には内部公益通報対応体制の整備が義務付けられたところ（中小規模の事業者については努力義務）、消費者庁では、不適合事業者に対し体制整備に関して行政指導を行ってきている。また、2023年12月、経営者や従業員向けに公益通報者保護法のポイントを掴むことができる「内部通報制度導入支援キット」を作成し消費者庁ウェブサイトやYouTubeで公開するなど、民間事業者の体制整備の徹底・促進に関する周知・啓発活動を行っている。さらに、制度の認知度や有効性の現状把握をするためアンケート調査を実施するなど、消費者庁は法制度の現状を把握し、ビジネスと人権に関連し公益通報者の保護を更に強化するための取組につながるよう引き続き努めていく。消費者庁では法の施行後3年目のレビューに向け、有識者を集め公益通報者保護制度検討会を2024年5月に立ち上げる予定としている。

また、2023年6月のOECD多国籍企業行動指針の改定を受け、同指針の和訳を作成し、また日本連絡窓口（NCP）の個別事例処理手続を改定し、それぞれを公

表するとともに、国内外のステークホルダーに向けた周知活動や在外公館を通じた周知に取り組んでいる。こうした周知活動等を通じ、改定の主要な論点の一つでもあったNCPの機能強化に向け、引き続き関係省庁と連携し取り組んでいる。

（４） 横断的事項

2022年12月から16回にわたり開催された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書が、2023年11月30日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）の共同議長である法務大臣に提出された。これを受け、法務省及び厚生労働省において今後の両制度の在り方について検討が進められた結果、2024年2月9日に技能実習制度及び特定技能制度見直しに関する政府方針が関係閣僚会議において決定された。これらを踏まえ、近年における技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、特定産業分野のうち、その分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保するため、現行の技能実習に替わる新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行う事業を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、一号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等を図り、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな育成就労制度を創設することなどを内容とする出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案が2024年3月15日に閣議決定された。

また、JICAの側面支援を通じて、企業が参加可能な国内の外国人労働者の課題解決に向けたマルチステークホルダーによるプラットフォーム（責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム：JP-MIRAI）のパイロット事業が継続している。この事業の一環として、日本での就労に関心のある国内外の外国人材に対し、適切で透明性のある情報を提供すべくポータルアプリを通じて情報発信するとともに、多言語対応の相談・救済窓口事業を展開し、窓口開設以来、約3,000件の相談対応を行っている。

さらに、AIの利用と人権に関し、日本政府が主導してG7において合意した広島AIプロセスの国際指針・国際行動規範の前文でも、指導原則への準拠が明記された。外務省において、2021年のユネスコ総会で採択された「AIの倫理に関する勧告」の途上国における実施促進のため、ユネスコと協力し、アフリカ及びSIDS各国を対象として、2022年～2025年の3か年事業「倫理リスクに対処したAI技術に関する対応支援事業」を実施している。経済産業省及び総務省においては、G7広島AIプロセスにおける合意を含め、AIに関する国際的な又は国際的に認知されたガバナンス枠組みを参照したAI事業者ガイドラインの策定に係る検討会の実施等、AIの適切な利活用に関する取組を進めている。加えて、個人情報保護委員会におい

ては、2023年6月に東京で開催したG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合において、「生成AIに関する声明」を採択し、生成AIの設計や運用等の段階でプライバシーを組み込むべきであるといった考えを世界に発信した。

3 小括

上述のとおり、行動計画3年目においては、国内外のサプライチェーンにおける企業の人権尊重を促進するための取組として、「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスを実務に即した形で促進するための各種施策、公共調達における人権尊重を推進するための取組、外国人材の受入れ・共生等に関する取組が特に進展した。

特に欧州諸国で進む人権デュー・ディリジェンスに関する法制度整備の動きとそれを受けた国内企業等による関心の高まりを踏まえ、政府としては、関連する国際的な動向及び日本企業の取組状況の把握に努めつつ、引き続き、行動計画に沿って各種施策を着実に実施し、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進、日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上、SDGsの達成への貢献を目指していく。